



2017年5月11日

各 位

会社名 株式会社アイティフォー
代表者名 代表取締役社長 東川 清
(証券コード 4743 東証第一部)
問合せ先 取締役 管理本部長 中山 かつお
(TEL. 03-5275-7841)

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、2017年5月11日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社の取締役、執行役員および従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行すること、ならびにかかる新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することの承認を求める議案を2017年6月21日開催予定の当社第58回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由

当社の取締役、執行役員および従業員の意欲や士気を高め、一層の収益拡大と体質強化を図ることを目的とし、ストックオプションとして当社の取締役、執行役員および従業員に対し、新株予約権を発行いたします。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、執行役員および従業員

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式1,000,000株（新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株）を総株数の上限とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整する。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

(3) 発行する新株予約権の総数

10,000個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株。ただし前項に定める株式の

数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)を上限とする。

(4) 新株予約権の払込金額

本新株予約権については、金銭の払い込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)に(3)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に取引がない場合には、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権の割当日の終値とする。

なお、新株予約権の割当日以降、当社普通株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

割当日後2年を経過した日から5年間とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会が認める正当な理由がある場合はこの限りではない。
- ②新株予約権の質入その他の処分は認めない。
- ③その他の条件については、第58回定時株主総会および新株予約権発行に関する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得の事由および条件

- ①当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契

約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

- ②当社は、新株予約権者が権利を行使する前に、上記（7）①または③に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合および新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日に、その新株予約権を無償で取得することができる。

（9）新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するときは、取締役会の承認を要する。

（10）新株予約権の公正価額の算定方法

新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

（11）その他細目事項

新株予約権に関する細目事項については、取締役会決議により決定する。

（注）上記の内容については、2017年6月21日開催予定の当社第58回定時株主総会においてストックオプションを目的として新株予約権を発行する件が承認可決されることを条件とします。

以 上